

短期金融市場取引活性化研究会
平成 20 年度

平成 20 年度 取り纏め
(平成 20 年 4 月 ~ 平成 21 年 3 月)

平成 21 年 4 月

目次

. 平成 20 年度議題一覧	2
. 平成 20 年度検討事項	
1 . 次世代 R T G S への対応について	7
2 . 短期金融市場の機能向上について	9
3 . 日本銀行への要望事項取り纏めについて	13
4 . その他	13
. 付属資料	
【次世代 R T G S への対応 関連】	
1 . 次世代 R T G S 総合運転試験フェーズ 実施手順書（市場取引編第 3 版）	
2 . 次世代 R T G S 総合運転試験フェーズ 市場取引に関する評価書	
3 . 次世代 R T G S への移行失敗時及びロールバック失敗時の対応	
4 . 次世代 R T G S における市場慣行の周知徹底の実施	
5 . 次世代 R T G S における市場慣行＜平成 21 年 2 月版＞	
【短期金融市場の機能向上 関連】	
6 . 有担保コール取引における国債担保掛目の見直しについて（短資協会）	
7 . 有担保コール取引担保における償還間近の国債の取扱について（短資協会）	
【日本銀行への要望事項取り纏め 関連】	
8 . 市場運営に関する日本銀行への要望事項	
【その他】	
9 . 投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧について	
【平成 20 年度短取研メンバー】	
10 . 平成 20 年度短取研メンバー	

．平成 20 年度議題一覧

<p>第 1 回 (4 月 21 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短取研概要について ・ 今年度の短取研の運営について 今年度の研究・検討事項について 今年度の短取研運営に関するアンケート調査 ・ 次世代 R T G S への対応について フェーズ 実施手順書（環境編） フェーズ 第 1 回実施後のアンケート調査の実施について 次世代 R T G S への移行失敗時及びロールバック失敗時の対応について ・ 平成 19 年度 短取研検討事項取り纏め報告
<p>第 2 回 (5 月 26 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の短取研の運営について 今年度の短取研運営に関するアンケート結果 ・ 次世代 R T G S について フェーズ 第 1 回実施後のアンケート 短資約定確認システムでのフェーズ 第 3 回テスト時の読替について フェーズ における国債決済の調整方法について 次世代 R T G S 第 1 期対応 R T 想定日の決済イメージ ・ 市場運営に係る日本銀行への要望 市場運営に関する日本銀行への要望事項に関するアンケート調査 ・ 投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧について ・ C P 等買現先オペのエンド日決済タイミング等の変更について ・ 次期短資約定確認システムのテスト参加状況について
<p>第 3 回 (6 月 23 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代 R T G S 総合運転試験フェーズ について フェーズ 第 1 回の短取研アンケート結果 日本銀行による第 1 回テスト結果還元資料 第 2 回以降の確認事項について 第 2 回以降の「実施手順書(市場取引編)」、「次世代 R T G S 後の市場慣行」見直し等の方針について 第 2 回後のアンケート(案)について 短資約定確認システムでの第 3 回テスト時のエンド日付読替について（確定）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【報告】コール資金媒介手数料の振替口座について（短資協会） ・ 【報告】債券現先取引等研究会参加報告
第4回 (7月22日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「東京短期金融市場サーベイ」について（日本銀行） ・ 次世代RTGS総合運転試験フェーズ について 日本銀行による第1回テスト結果評価 (含む短取研による評価) 「実施手順書(環境編)」「実施手順書(市場取引編)」(第2版)および留意事項 第2回後のアンケート(確定) 次世代RTGS第1期対応RT想定日(第3回)の決済イメージ ・ 「次世代RTGS後の市場慣行」改訂方針、スケジュールについて ・ 市場運営に関する日本銀行への要望について 市場運営に関する日本銀行への要望事項アンケート結果 日銀への要望事項アンケート結果に関する意見募集実施 ・ 【報告】債券現先取引等研究会参加報告
第5回 (8月25日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代RTGS総合運転試験フェーズ について フェーズ 第2回アンケート結果 日本銀行による第2回テスト結果評価 (含む短取研による評価) 「実施手順書(環境編)」「実施手順書(市場取引編)」(第3版)および留意事項 テストにおける国債決済の調整方法について 第3回後のアンケート ・ 次世代RTGSへの移行失敗時及びロールバック失敗時の対応について ・ 「次世代RTGS後の市場慣行」の周知について ・ 市場運営に関する日本銀行への要望について 日銀への要望事項アンケート結果に関する意見募集結果 ・ 次期短資取引約定確認システムのテスト上の留意点（短資協会）
第6回 (9月19日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代RTGSについて フェーズ 第3回アンケート結果 日本銀行によるフェーズ 第3回テスト結果還元資料 日本銀行によるフェーズ 第3回テスト結果評価(含む短取研に

	<p>よる評価)</p> <p>次世代R T G Sへの移行失敗時及びロールバック失敗時の対応について[確定]</p> <p>「次世代R T G S後の市場慣行」の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場運営に関する日本銀行への要望について 日銀への要望書案 平成20年度下期に短取研で研究・議論するテーマについて 【報告】債券現先取引等研究会参加報告
<p>第7回 (10月27日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 次世代R T G Sについて 次世代R T G S(第1期対応)稼働までの短取研の取組み 市場運営に関する日本銀行への要望について 日本銀行への要望書 コール取引の約束手形について コール取引の手形レスの論点整理 短資経由のコール取引の手形レスについて(平成13年度短取研資料) コール取引の手形レスに関するアンケート 有担保コール取引における国債担保の見直しについて 短資取引約定確認システムの現状について(短資協会)
<p>第8回 (11月17日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> CP発行レート統計の見直しについて(日本銀行) CP発行レート公表に向けた対応方針案(証券保管振替機構) 次世代R T G S後の市場慣行の見直し 見直し方針 幹事案 アンケート 有担保コール取引の担保一部見直しについて(短資協会) 有担保コール取引担保における償還間近の国債の取扱について 担保センター運営規則の一部改訂について(短資協会)
<p>第9回 (12月22日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本銀行への要望事項に対する回答(日本銀行) 日本銀行より、回答について説明 短資取引約定確認システムの利用料金について(短資協会) コール取引の約束手形について アンケート結果の取り纏め 短取研としての今後の方針案について

	<ul style="list-style-type: none"> 次世代R T G Sにおける市場慣行アンケート結果について アンケート結果の取り纏め 有担保コール取引国債担保掛目見直しについて アンケートの実施について 【報告】証券保管振替機構C P小委員会報告 C P発行レート公表について
第 10 回 (1月26日)	<ul style="list-style-type: none"> 有担保コール取引における担保掛目見直しについて アンケート取り纏め結果 今年度の見直し方針案 現状の国債種別の担保状況 次世代R T G Sにおける市場慣行(案) 【報告】証券保管振替機構C P小委員会関連 C P小委員会資料・議事要旨 「社債等に関する業務規程」等の一部改正について
第 11 回 (2月23日)	<ul style="list-style-type: none"> わが国短期金融市場の動向と課題(日本銀行) 東京短期金融市場サーベイ(08/8月)の結果とリーマン・ブラザーズ証券破綻の影響 次世代R T G Sにおける市場慣行の改訂 次世代R T G Sにおける市場慣行<平成21年2月版> 有担保コール市場慣行について 有担保コール国債担保掛目見直し案 国債種別の担保超過率の状況等 短資取引約定確認システムの利用料金について(短資協会) 平成20年利用実績 平成21年度料金について T I B O Rリファレンス・バンクの定例見直し結果について 投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧について 【報告】債券現先取引等研究会参加報告 【報告】短期社債振替制度の改善案件について
第 12 回 (3月16日)	<ul style="list-style-type: none"> 有担保コール取引市場慣行について 有担保コール国債担保掛目定例見直し 平成20年度短取研検討事項取り纏め報告について 平成20年度短取研検討事項取り纏め報告(ドラフト) 来年度の短取研運営について

	オブザーバー出席について 債券現先取引等研究会（レポ研）相互参加について 委員交代に関する届出
--	---

．平成 20 年度検討事項

平成 20 年度は、次世代 R T G S (第 1 期対応)が稼働予定であったことから、上期を中心に次世代 R T G S (第 1 期対応)について、重点的に検討を行った。短期金融市場の機能向上については、有担保コール市場の担保関連の検討や、コール取引の約束手形の論点整理などを実施した。

また、市場運営に関する日本銀行への要望事項を取りまとめ、9 月に日本銀行宛提出を行った。

1 ．次世代 R T G S への対応について

(1) 次世代 R T G S 総合運転試験フェーズ への対応について

次世代 R T G S への移行 (平成 20 年 10 月 14 日)に向けた総合運転試験は、主に日本銀行が策定する実施手順書に沿い日銀ネットの運用確認・習熟を行うフェーズ (5 月 25 日実施)と、市場関係者が企画する内容に沿って新しい市場慣行に基づく取引・決済の運営を確認するフェーズ (6 月 15 日、8 月 3 日、9 月 7 日計 3 回実施)の二段階に分けて実施された。

次世代 R T G S 総合運転試験フェーズ 実施手順書 (市場取引編)の作成及び改訂
(資料 1)

短取研では、フェーズ のうち、市場取引にかかる試験内容の実実施手順について、2008 年 3 月に「次世代 R T G S 総合運転試験フェーズ 実施手順書 (市場取引編)」を作成するとともに、6 月 15 日、8 月 3 日の総合運転試験フェーズ 第 1 回および第 2 回後に、実施手順書の一部改訂 (市場取引編第 2 版および第 3 版)を実施した。

また、市場参加者から短取研幹事宛の実実施手順書 (市場取引編)や次世代 R T G S 後の市場慣行に関する質問に対して回答することで、市場参加者の次世代 R T G S に関する理解向上をサポートした。

試験結果アンケートの実施および市場取引に関する評価書の作成 (資料 2)

フェーズ の各回のあとに、短取研として、総合運転試験参加者宛に、試験結果について、実施手順書(市場取引編)に従って実施できたか、「次世代 R T G S 後の市場慣行」が遵守できたか、などに関するアンケートを実施した。

また、短取研では、アンケート結果等を参考に、フェーズ 各回の市場取引に関する評価書を作成した。

次世代 R T G S への移行失敗時及びロールバック失敗時の対応（資料 3）

次世代 R T G S への移行の際、C P U 接続を行っている参加者において

- ・個別参加者の事由による、個別参加者の社内システムの移行失敗
- ・日本銀行が次世代 R T G S への移行延期を決定した場合に、個別参加者における現行 R T G S 環境への戻し（ロールバック）の失敗の事態が発生した場合の対応について、整理を行った。

（ 2 ）次世代 R T G S における市場慣行の周知および改訂

次世代 R T G S における市場慣行の周知徹底の実施（資料 4）

次世代 R T G S 総合運転試験フェーズ 各回後のアンケート結果などを参考に、市場参加者の一部で理解が十分ではないと思われる項目をピックアップした資料を作成し、次世代 R T G S への移行前に、周知徹底を図った。具体的には、「当座勘定（同時決済口）」を決済口座として利用する取引、コール取引の「優先」指定の取扱い、決済時刻による利用する口座種類（同時決済口または通常口）の特定に関するものなどについて、周知徹底を図った。

次世代 R T G S における市場慣行の改訂（資料 5）

短取研では、従来の R T G S 下のコール取引、電子 C P、N C D 等の市場慣行の取り纏めに引き続き、次世代 R T G S 後における市場慣行についても検討を行い、平成 19 年 3 月に、「次世代 R T G S 後の市場慣行＜暫定版＞」、平成 20 年 3 月に、「次世代 R T G S 後の市場慣行＜平成 20 年 3 月版＞」の取り纏めを行った。

平成 20 年度においては、平成 20 年 10 月にリリースされた、次世代 R T G S（第 1 期対応）後の取引、資金決済状況等を踏まえ、「次世代 R T G S 後の市場慣行＜平成 20 年 3 月版＞」の内容について、11 月より、市場参加者宛にアンケートを開始するなど行い、要改訂点などについて、検討を行った。

検討の結果、次世代 R T G S への移行時の跨ぎ取引に関する記載の削除や、「はじめに」の書き振りなどについて、修正を行い、平成 21 年 2 月に「次世代 R T G S における市場慣行＜平成 21 年 2 月版＞」（資料 5）として、取り纏めを行った。

2. 短期金融市場の機能向上について

短期金融市場の機能向上に対する取り組みとして、コール取引の約束手形に関する論点整理や有担保コール取引の市場慣行（国債担保掛目等）の見直しなどを実施した。

（1）コール取引の約束手形の論点整理について

短取研では、今年度検討すべきテーマとして、コール取引の約束手形の有無について検討すべき、との意見が寄せられたことから、アンケートを実施するなどにより、論点整理を実施した。

短取研では、過去、平成 13 年度に、「短資経由のコール取引の手形レスについて」の以下の通り、取り纏め資料を作成した。

【平成 13 年度取り纏め資料概要】

1. 法的側面

コール取引は「金銭消費貸借契約」として考えるのが通説である。金銭消費貸借契約は要物契約であり、資金の取り手が出し手から金銭を受取ることにより契約は成立する。即ち、通説に従えば、コール手形の発行は取引の成立要件ではない。つまり、手形レスの場合も、資金の授受によりコール取引は有効に成立する。

コール手形が発行される場合、手形の善意取得者等は簡易な手形訴訟手続きにより手形金の支払を求めることは可能であるが、たとえ支払い請求を許容する判決が出たとしても、手形判決の場合、判決に不服な当事者が適法な異議申立をなしたときは、訴訟は口頭弁論終結前の状態に戻って通常手続で審理、裁判が行われる。つまり、適法な異議申立がなされる限り、手形判決がそのまま確定することはない。

2. 市場活性化

コール手形を発行する場合は手形を喪失するリスクがある。そのような事態に陥った場合は公示催告・除権判決の手続が必要である。手形の券面には「コールマナー」との表示もあり、喪失した手形を第 3 者が善意取得する可能性は極めて低い、理論上は全くリスクがないとは言いきれない。手形レス取引はこのようなリスクを回避できる。

また、出し手は手形の保管管理が不要になること、取り手は手形発行事務がなくなること、また短資は手形のデリバリー事務がなくなることを勘案すると、手形レス取引は事務効率化に資する。

DD コール取引やユーロ円取引等は通常手形レス取引であり、DD コール取引やユーロ円取引と比較して短資経由のコール取引は事務管理上非効率事務である。従って手形レス取引は非効率事務改善に資する。

上記により手形レス取引は市場活性化に繋がる。

また、手形レス取引は R T G S 化後の流れである STP 化・ペーパーレス化に沿ったものである。

3. 結論

短資経由のコール取引は相対取引でありその取引条件は相対で決定するものではあるが、法的側面において問題がないこと、及び市場活性化の観点から有効であることを勘案すると手形レス取引が望ましい。

しかしながら、現在においても約束手形有り、無しの取引が混在していることから、コール取引を約束手形有りで行っている理由、またはコール取引を約束手形無しで行う場合の障害等および短取研での今後の検討方法などについて、アンケートを実施した。

アンケートでは、多くの先が、手形レスで取引を行うことについて問題ない、としている一方、法的な権利義務関係が不明なこと、事務負担軽減、事務リスク削減の一方で、債権保全（訴訟等における証拠の明示等）の際の取扱い・解釈などが不明瞭であることなど法的な面での整理が必要との複数の意見を頂いた。

アンケート結果を受け、平成 13 年度の短取研資料の記載等だけでは、各業態の参加者のすべてが現状、手形レスで取引を行うことは難しいと判断されること、法的な権利関係、整理について明確にすることについては、概ね賛同を得ていることから、頂いた懸念、問題点を少しでも解決していくことが必要と判断し、今後、短取研で、手形レスで取引を行うことについての法的な権利義務関係、債権保全（訴訟等における証拠の明示等）の際の取扱い、解釈について法律の専門家に見解を求めることなどにより、明確化の検討を進めることを確認した。

<今後明確化を行う点>

- (1)コール取引を約束手形なしで行う取引が、約束手形ありの取引と比較して法的に債権者としての立場が劣後しないかどうか。
- (2)短資取引約定確認システムや F A X による媒介報告書等の法的性質についての整理。(通常訴訟の際、媒介報告書が約束手形と同等の証拠書類として利用可能かどうかなどについて)
- (3)信託財産保全の観点から、約束手形なしでも投資信託の受託者である受託銀行が委託者である投資信託委託会社に対する善管注意義務を遂行できるか否か。
- (4)「コール取引において、約束手形の授受を行うことで、金銭消費貸借に基づく債権と、手形債権が並存する形となり、債権者にとってきわめて強い債権保全手段が与えられる」、との考えに対する見解。

<検討を進めるにあたっての留意点>

- (1)市場取引の活性化、利便性の向上はもちろん重要であるが、資金の出し手(債権者)の立場にも立ち、市場参加者全員の納得感の得られる検討を行う。
- (2)市場慣行を変更したりすることなどについては性急に行わず、慎重に取り扱う。
- (3)弁護士意見などを聴取するに当たっては、資金の出し手、取り手の中立の意見を取れるよう、留意する。

(2) 有担保コール取引の市場慣行等について

平成 18 年度、平成 19 年度と 2 回にわたって実施した国債担保掛目引き下げの効果についてのアンケートを実施

短取研では、今年度検討すべきテーマとして、平成 18 年度から実施した担保掛目の見直しについて、その効果を検証すべき、との意見が寄せられたことから、アンケートを実施し意見を聴取することで、効果を確認した。

【担保掛目見直し内容】

	担保価額（取引金額に対して額面で「 」%増し			
	見直し前	平成 19 年 3 月	平成 20 年 3 月	平成 21 年 3 月
超長期国債	10%	10%	10%	10%
変動利付国債				10%
長期国債	10%	7%	4%	4%
中期国債	10%	3%	2%	2%
短期国債	3%	1%	1%	1%

アンケート結果 抜粋

掛目見直しによる取引活性化（取引が増えたなど）の効果について

- (A) 取引活性化に十分寄与している ……3 件
- (B) どちらかといえば取引活性化に寄与している ……5 件
- (C) 特段影響なし ……6 件
- (D) 取引活性化にマイナスの影響の方が大きい ……0 件

回答は任意としたが、回答先の過半数から、「(A) 取引活性化に十分寄与している」、「(B) どちらかといえば取引活性化に寄与している」の回答が得られ、「(D) 取引活性化にマイナスの影響の方が大きい」との回答が無かったことと合わせると、掛目の見直しが、取引活性化に寄与できていることが確認できた。

平成 20 年 10 月の臨時担保掛目の見直し検討

平成 20 年 10 月に、リーマン・ブラザーズ証券の破綻以降の金融市場の混乱から、変動利付国債の時価が急落し、変動利付国債について、10 月半ばに変動利付国債の過半数の銘柄が、「担保割れ銘柄」（「差入担保銘柄の時価×掛目」が取引金額を下回る銘柄）となる事態となったことから、臨時に担保掛目の見直しについて検討を行った。

各短取研メンバー宛に変動利付国債の掛目見直し（引き上げ）について、意見聴取した

ところ、掛目を 10%から 20%に引き上げることに對しては、資金の出し手方への与信リスクの拡大等の他の懸念を引き起こすことになりかねないなど、見直しに慎重な意見も寄せられた。

また、変動利付国債の会計上の評価価格の取扱いについて検討が開始されたことを受け、10 月半ば以降、変動利付国債の時価が回復し、担保割れ銘柄が減少したことなどの環境の変化も勘案の結果、変動利付国債の掛目については、変更しないこととした。

平成 21 年 3 月の定例の担保掛目見直しおよび変動利付国債の種別の新設（資料 6）

平成 21 年 3 月に定例の国債担保掛目見直しを実施した。掛目については、見直しの結果、現行の掛目が適当であると判断されたことから、変更しないこととした。

また、変動利付国債について、超長期国債の一部として取り扱ってきたが、固定利付国債と変動利付国債では、その価格変動性が大きく異なることから、新たに変動利付国債については超長期国債から切り分け、別途掛目を設定することとした。

償還間近の国債の担保価格の明確化（資料 7）

償還間近で売買参考統計値が日本証券業協会より発表されなくなった国債銘柄の時価の取扱いについて、償還時に振替停止となる直前まで、担保として利用しやすくなるように以下の通りの取扱いとした。

「売買参考統計値が発表されなくなった償還間近の国債については、担保掛目により、十分取引金額分を確保できていることから、償還価格となる「100 円」を用いて担保価格を算出するものとする。」

【理由】

日本証券業協会が発表する公社債売買参考統計値については、値の最終発表日が、短期国債の場合は償還日の 6 営業日前まで、利付国債の場合は償還日の 4 営業日前までと定められている。（「選定銘柄にかかる売買参考統計値の発表開始日及び最終発表日の取り扱いについて」平成 12 年 10 月 30 日制定 日本証券業協会 公社債・金融商品委員会より）

償還日が近づいた国債について、公社債売買参考統計値の発表が終了した時点で、基本的には担保として利用がしづらくなっていたが、担保繰りの効率化の観点から、公社債売買参考統計値の発表終了後から償還前に振替が停止されるまでの間の国債担保価格について定め、償還前に振替が停止となる直前まで、担保として利用しやすくなるようにしたものの。（なお、公社債売買参考統計値の発表終了後から、償還前に振替が停止されるまでの最大数日間の担保価格については、便宜上、償還価格となる「100 円」となるが、掛目により、十分取引金額をカバーできることから、保全上問題は生じないもの。）

3．日本銀行への要望書提出について（資料8）

平成20年度においても、市場運営に関する日本銀行への要望事項に関して、短取研メンバー等へのアンケート調査を実施（5月）し、市場取引の活性化に資する、かつ市場参加者の多数の賛同が得られた、以下の3テーマ11項目についての要望書を9月30日に日本銀行に提出した。

その後、12月に同行より回答を受けた。

（1）オペ・担保関連

手形売込オペに係る書類の日銀ネット化について
変動利付国債、物価連動国債の国債買現先オペ対象化
現先オペの払込前銘柄の売買対象化について
日銀国債売現先(国債補完供給)の入札実施希望通知締切時刻について
証券貸付債権の共通担保受戻期日について

（2）日銀ネット・システム関連

BCP用日銀ネット権限者カードについて
1時同時処理、3時同時処理について
日銀ネット端末での適格担保照会銘柄の拡充

（3）次世代RTGS関連

新設される日銀ネット照会機能拡充について
「同時決済口」利用の推進
次世代RTGS関連についての情報提供、フィードバックについて

4．その他

「投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧」について、平成21年2月に最新版への更新を行った。（資料9）

本コードは、投信会社から資産管理系信託銀行経由で資金を出すコール取引の返金時における識別推進のため、日銀ネットの備考欄に入れるコードであり、各業態各社の決済事務担当のバック部門などへの還元・周知を行った。

以上

. 付属資料

平成20年8月

次世代RTGS総合運転試験フェーズ

実施手順書 < 第3版 >

(市場取引編)

短期金融市場取引活性化研究会

第2版からの変更点については赤字(下線付)で表示しています。

目次

1. 序……P.2

- (1) 次世代RTGS総合運転試験及び本手順書について……P.2
- (2) フェーズ の概要……P.2

2. テスト日における日銀ネットの環境、及びそれを踏まえたテスト内容の概略……P.3

- (1) システム運用日付、テストにて決済を行うデータとして利用する実取引の参照日、及びテスト開始時点の日銀当座預金残高・国債等残高……P.3
- (2) テストにおいて利用可能な業務、及び「必須・任意」の区分……P.4
- (3) テスト日におけるタイムスケジュール、日銀ネットシステム運用時刻、及び想定日の決済データの決済時刻の読み替え……P.6

3. テスト内容の詳細、及び留意点……P.8

- (1) テストにおいて、同時決済口で決済を行うデータ……P.8
- (2) 決済受託金融機関、及び受託信託銀行の決済……P.9
- (3) 決済受託金融機関を通じて決済を行う参加者……P.9
- (4) 想定日における実取引データからの変更……P.10

4. 同時決済口へ投入する金額……P.12

- (1) 次世代RTGSにおける同時決済口残高の考え方……P.12
- (2) フェーズ テストにおける同時決済口振替金額の上限・下限の設定 (イメージ)……P.14
- (3) フェーズ テストにおける同時決済口振替金額の上限・下限の設定 (詳細)……P.15

1. 序

(1) 次世代RTGS総合運転試験及び本手順書について

次世代RTGS総合運転試験は、主に日本銀行が策定する実施手順書に沿い、日銀ネットの運用確認・習熟を行うフェーズと、市場参加者がテスト内容を企画するフェーズに分かれている。

本手順書は、フェーズのうち、外為円決済を除く、短期金融市場取引等についてのテスト内容を、短期金融市場取引活性化研究会（以下「短取研」）にて検討を行った上で取り纏めたものであり、各参加者が次世代RTGSでの事務処理手順に習熟するとともに、各市場参加者における当座勘定（同時決済口）に確保すべき日中流動性の検証を行い、次世代RTGSでの資金決済に混乱が発生することを防止することを主目的として作成した。

当座勘定（同時決済口）開設予定先は、本手順書に沿ってテストを行うことが望まれる。

(2) フェーズの概要

当座勘定（同時決済口）を開設する日銀当座勘定取引先は、現行RTGSで決済を行った特定の日における実際の決済を、次世代RTGSにおける市場慣行における決済に読み替えた上で、当座勘定（同時決済口）等にて決済を行う。

また、短資約定確認システム利用先は、フェーズ3回目（2008年9月7日(日)）において、次世代RTGS対応の短資約定確認システムでのサイン入力も行う。

（1回目及び2回目のテストにおいては、次世代RTGS対応の短資約定確認システムは稼働しない予定）

合計3回のフェーズテストのうち、事前に自社が日本銀行に申告した参加日に、テストにおいて決済を行うものとし、真に止むを得ない場合を除き、参加・不参加についての変更を行わないものとする。

当座勘定（同時決済口）を開設しない短期金融市場参加者のうち、

ア. 短資約定確認システム利用先は、3回目（2008年9月7日(日)）のテスト当日に、想定日の実取引データに基づき反映される次世代RTGS対応の短資約定確認システムにてサイン入力を行うこと等により、短資約定確認システムの接続・稼働確認を行うことが推奨される。

イ. 決済受託金融機関又は受託信託銀行と電子的に決済データ授受を行っている先は、3回目のテスト等を利用し、決済受託金融機関又は受託信託銀行との決済データ授受の確認を行うことが推奨される。

バックオフィスにおいて通常FAX等で行っているコンファーム（ダイレクト・ディール・コール、及び短資媒介取引のうち短資約定確認システム非利用のケース）は行わない。

2. テスト日における日銀ネットの環境、及びそれを踏まえたテスト内容の概略

(1) システム運用日付、テストにて決済を行うデータとして利用する実取引の参照日（以下「想定日」という）、及びテスト開始時点の日銀当座預金残高・国債等残高

総合運転試験フェーズ に提供される日銀ネットの環境、及び市場参加者がテストにて決済を行うデータの想定日は以下の通り。

	実施日	システム 運用日付	想定日	日銀当座勘定(通常口)の初期残高	国債・担保残高
第1回	6月15日(日)	5月12日(月)	5月12日(月)	5月12日(月)業務開始時点の残高 + 10兆円(注1)	5月12日(月)業務開始時点の残高
第2回	8月3日(日)	5月13日(火)	5月7日(水)	第1回の試験実施後の残高に運用 日付を1日進めることによる異動(注 2)を反映させた残高	第1回の試験実施後の残高に運用 日付を1日進めたことによる異動(注 2)を反映させた残高
第3回	9月7日(日)	8月25日(月)	6月30日(月)	8月25日(月)業務開始時点の残高 + 10兆円(注1)	8月25日(月)業務開始時点の残高 (注3)
予備	9月21日(日)	8月25日(月)	未定	8月25日(月)業務開始時点の残高 + 10兆円(注1)	8月25日(月)業務開始時点の残高

(注1) 本試験のオンライン受付開始直後に、日本銀行が全参加先に対して「10兆円」の入金を行う。

(注2) システム運用日付を1日進める際に、フェーズ テスト第1回実施後の試験環境に対して、翌営業日9時同時処理等を行うため、例えば5月13日を元利金支払日とする国債が存在していた場合等に、当座勘定残高や国債残高が変動することになる。

(注3) テスト当日の9:00～9:30の間に、8月15日17:00までに、日本銀行に対して、国債の個別銘柄の残高積み増しを要望した先に対する個別銘柄の増額、RTフェーズ 第3回の参加者のうちJGBCCの参加者に対しては、一律、参加者種別なし(‘00’)かつ自己口(‘01’)の「利付国庫債券(10年)第284回」(日銀銘柄コード:111028400)の残高の1兆円増額、が行なわれる。

(2)テストにおいて利用可能な業務、及び「必須・任意」の区分

総合運転試験フェーズにおいて利用可能な業務、及びテストにおける決済の必須・任意の別等は以下の通り。

業務種別	利用可能・不能の別	必須・任意の別
当座勘定(同時決済口)		<p>必須</p> <p>想定日の決済データのうち、次世代RTGS後に「同時決済口」で決済される件別については、全件決済を行う。</p>
<p>当座勘定(通常口)</p> <p>(正式には「当座勘定」であるが、混同を防ぐため、一般的には「通常口」と呼称する)</p>		<p>任意</p> <p>想定日の決済データのうち、次世代RTGS後も「通常口」で決済される件別については、以下の通りとする。 想定日における決済時刻(注3)が16:30(第3回目については17:30)以前の件別について、フェーズテストにおいて「通常口」で決済することについては、相手方(被仕向先)の同意が必要。</p> <p>(注3)「決済時刻」の考え方については、P.5 2.(3)注4にて後述 想定日における決済時刻が16:30(第3回目については17:30)以降の件別について、フェーズテストにおいて「通常口」で決済することについては、相手方(被仕向先)の同意及び事前連絡は不要。</p>
<p>日銀ネット国債系 (同時担保受払時 決済口を含む)</p>		<p>任意</p> <p>(決済を希望する参加者は、相手方を自ら探した上で、テスト内容について調整を行い、合意した件別のみを決済する。)</p>
<p>対政府取引 対日銀取引 集中決済処理</p>	<p>×</p>	<p>×</p>

業務種別	利用可能・不能の別	必須・任意の別
JGBCC	第3回目のみ可能 (予備日にテストが行われることになった場合は予備日も利用可能)	任意 ・ <u>JGBCCにかかる決済を希望する参加者は、8月22日(金)までにJGBCC宛に連絡する。</u> ・ <u>テストの決済内容については、JGBCCより、8月28日(木)までに参加者宛に通知される。</u>
証券保管振替機構	×	×
JSCC	×	×
ほふりクリアリング	×	×
短資会社		
媒介業務		任意 テスト実施日当日に、短資媒介にて相手先を探した上で、仮想取引を行い資金決済することが可能。
短資約定確認システム	第3回目のみ可能	約確システム利用者のうち、当座勘定(同時決済口)開設予定先は、原則としてサイン入力を「 必須 」とする。 それ以外の約確システム利用者はサイン入力を行うことを「 推奨 」する。 尚、自社のシステム要因等により試験日当日に約定確認システムにて承認を行えない場合等には、短資会社による代行サイン入力も可能。

(3)テスト日におけるタイムスケジュール、日銀ネットシステム運用時刻、及び想定日の決済データの決済時刻の読み替え

フェーズ 第1回目・第2回目

想定日の 決済時刻	決済時刻(注4)の読替方法	実時刻	システム 運用時刻	テスト日におけるイベント
		8:30	8:30	中継端末開局 / イニシャル処理 (CPU接続先)
9:00		9:00	9:00	テスト開始
10:30	想定日の決済時刻 が9:00~14:30の 決済件別については テストにおける 決済時刻の読替は 無し	10:30	10:30	多者間同時決済処理
13:00		13:00	13:00	1時同時処理
13:30		13:30	13:30	多者間同時決済処理
14:00		14:00	14:00	自動取消処理 (外国為替円支払指図 入力締切時刻)
14:30		14:30	14:30	多者間同時決済処理
		15:00	15:00	3時同時処理
15:30		15:30	15:30	自動取消・自動振替処理 (同時決済口 入力締切時刻) (注5)
16:00		16:00	16:00	5時同時処理 ・ テスト終了
16:30		16:10~	16:10~	サマリー処理 (CPU接続先)
17:00				

想定日の決済時刻が
14:30~15:30の件別
については一律「14:30」
と読替える。(注6)

想定日の決済時刻が
15:30~17:00の件別
については一律
「1時間早い時間」に
読替える。

- (注4)「決済時刻」の考え方は以下の通り。
 (1)コール取引等、決済時限が約定において明確に決められている件別、
 及びNCD等の市場慣行で決済時間(帯)が決められている件別
 約定における決済時限、または市場慣行における決済時限
 (2)決済時限の取り決め又は市場慣行の無い件別
 想定日に指図投入を行った時刻

(注5) 15:30の多者間同時決済処理は起動されない。

(注6) 多者間同時決済が14:30から起動されるため、想定日における
 決済時刻が14:30~15:30の件別については、決済時刻を「14:30」
 へ読替えた上で、指図の送信は14:30以前に完了する必要がある。

フェーズ 第3回目

想定日の 決済時刻	決済時刻の読替方法	実時刻	システム 運用時刻	テスト日におけるイベント
		8:30	8:30	中継端末開局 / イニシャル処理 (CPU接続先)
9:00	_____	9:00	9:00	テスト開始
10:30	想定日の決済時刻 が9:00~14:30の 決済件別については テストにおける 決済時刻の読替は 無し	10:30	10:30	多者間同時決済処理
13:00		13:00	13:00	1時同時処理
13:30		13:30	13:30	多者間同時決済処理
14:00		14:00	14:00	自動取消処理 (外国為替円支払指図 入力締切時刻)
14:30		14:30	14:30	多者間同時決済処理
		15:00	15:00	3時同時処理
16:30		15:30	15:30	自動取消・自動振替処理 (同時決済口 入力締切時刻) (注5)
17:00		16:00	16:00	5時同時処理 ・ テスト終了
17:30		16:10~	16:10~	サマリー処理 (CPU接続先)
18:00				

想定日の決済時刻が
14:30~16:30の件別
については一律「14:30」
と読替える。(注6)

想定日の決済時刻が
16:30~18:00の件別
については一律
「2時間早い時間」に
読替える。

(注5) 15:30の多者間同時決済処理は起動されない。

(注6) 多者間同時決済が14:30から起動されるため、
想定日における決済時刻が14:30~16:30の件別に
ついては決済時刻を「14:30」と読替えた上で、
指図の送信は14:30以前に完了する必要がある。

3. テスト内容の詳細、及び留意点

(1) テストにおいて、同時決済口で決済を行うデータ

各テスト日における不参加者への送金を行わない。

「想定日の実取引における決済データ」（以下「実決済データ」という）のうち、次世代RTGSの市場慣行において当座勘定（同時決済口）にて決済される件別については、 を除き、次世代RTGSの市場慣行に従って、基本的に「全て」決済する。

「実決済データ」を利用することを原則とする。

取引相手方への事前連絡及び合意なく、「実決済データ」からの「金額・件数」の変更を行わない。

「実決済データ」からの「金額・件数」の変更を希望する場合は、後述3.(4)に従って取引相手方の了承を事前に得るものとする。

テストにおける「決済指図投入時刻」及び「決済完了時刻」については、以下とする。

ア. 2.(3) (P.5・P.6)に前述した通り、一定の時間帯については一律に決済時刻の読替を行う。

イ. 市場取引のうち、約定又は市場慣行により「決済時限」がある決済件別については、「実決済データ」の取引における「決済時限」に基づき、（上記ア.に該当する件別については読替を行った上で、）
次世代RTGSでの市場慣行に従って決済指図を投入し、かつ「決済時限」までに決済を完了させる。

上記ア.による読替以外の理由によりテストにおいて「決済時限」の変更を希望する場合

（例えば、実決済データの取引における決済時限は10時であったが、テストにおいては決済時限を13時とみなして決済指図投入等を行いたい場合）は、後述3.(4)（P.9）に従って取引相手方の了承を事前に得る。

（テストにおける決済指図投入時刻や決済完了時刻が、想定日において実際に決済指図を投入した時間と前後することは問題なく、取引相手方の事前了承は不要。例えば、10:00決済時限とする取引について、実決済データでは、9:50に決済指図の投入および決済が行われたものを、テストにおいて9:10に投入し、9:20に決済を完了させることについては、取引相手方の事前了承は不要となる。）

ウ. 約定または市場慣行における決済時限が無い件別、及び市場取引以外の決済については、「想定日の実決済データで決済指図投入及び決済が行われた時刻」（上記ア.に該当する件別については読替を行う）までに決済を完了させるように、次世代RTGS後に自社が実際に想定する決済指図投入タイミングに基づいて指図の投入および決済を行うことを基本とする。

(2) 決済受託金融機関、及び受託信託銀行の決済

決済受託金融機関及び受託信託銀行は、決済委託者又は投信会社等がテスト当日に参加するか否かに関わらず、想定日の実取引データに基いた決済を行う。

(3) 決済受託金融機関を通じて決済を行う参加者

テスト各回の「想定日時点」において、自己の日銀当座預金を通じて決済を行っている市場参加者のうち、次世代RTGS開始後に決済受託金融機関を通じて決済を行う市場参加者（以下「甲社」）については、以下の通りテストにて決済を行う。

ア. 甲社は、想定日における取引相手方(以下「乙社」)に対し、決済委託開始の旨、及び決済受託金融機関名(以下「丙社」)を通知する。

イ. 甲社より通知を受けた乙社が、丙社へ連絡し、原則、決済受託金融機関を通じて決済を行う前提でテストにおける決済内容について確認を行う。

ウ. テスト当日は、想定日の実取引データに基づき、乙社 丙社間で決済を行う。

(4) 想定日における実取引データからの変更

3.(1) 及び イ.(P.7)に記載した通り、以下の場合においては、想定日の「実決済データ」からの変更を希望する市場参加者が、取引相手方に対して事前に連絡し、了承を得るものとする。

「実決済データ」から「金額・件数」の変更を希望する場合（「データの間引き」を含む）

市場取引のうち、約定又は市場慣行による「決済時限」がある決済件別につき、
「実決済データ」から「取引における決済時限」の変更を希望する場合
(2.(3) (P.5・P.6)に記載の「一律読替」による変更を除く)

テスト日当日における「約定」を行わずに、想定日の「実決済データ」には存在しなかった
「仮想データ」を作成して決済を行いたい場合

テスト当日に、短資媒介またはダイレクト取引にて当日物取引の約定を行った上で、当該約定に基づき、「実決済データ」には存在しなかった資金決済を行うこと（＝「仮想取引」）につき、
予め打診等を行っておきたい場合

上記 ~ を希望する参加者は、取引相手に対し、
・フェーズ 1回目に関しては 5月30日まで
・フェーズ 2回目・3回目に関してはテスト日の1ヶ月前まで
に連絡し、調整を行うものとする。

上記 ~ については、相手方の同意が得られない場合は、「実決済データ」から変更を行わないものとする。

上記 「仮想取引」については、事前の調整が完了しない場合においても、最終的にはテスト日当日に当事者間で合意(約定)すれば、テストにおける決済可能。
「予め打診等を行っておきたい場合の調整期限目処」として、上記期限を設定するもの。

尚、想定日に「実決済データ」が1件も無い（又は少ない）と見込まれる参加者が、仮想データの作成を希望する場合は、短資媒介取引については短資会社に、ダイレクト・ディール・コールについては自社における過去の取引相手等へ相談し、原則として上記期限までに調整を行うものとする。

取引当事者双方が短資約定確認システム利用先の場合は、フェーズ 3 回目については、想定日を約定日とする「実取引データ」が短資約定確認システムに反映されるため、想定日に実際に取引を行った短資媒介取引のうち、当日物取引について、上記 ~ の内容変更を行う場合は、テスト日の1ヶ月前までに、媒介を行った短資会社取引当事者の双方が連絡する。テスト日においては、当該変更を反映した内容で短資約定確認システムに反映される。

また、フェーズ 3 回目においてテスト当日に短資媒介にて仮想取引を行った場合（上記 の場合）についても、短資約定確認システムへ仮想取引の約定内容が反映される。
（取引当事者双方が短資約定確認システム利用先の場合）

4. 同時決済口へ投入する金額

(1) 次世代RTGSにおける同時決済口残高の考え方

次世代RTGS後の市場慣行（別紙参照）では「指図投入前(典型的には始業時)には、必要な流動性を予め用意しておく(「通常口」から「同時決済口」に所要の流動性を振替えておく)ことが適当」としている。

「予め用意しておく『必要な流動性』」とは、

各参加者において「最低限必要」な流動性額

(= 当該金額を用意しない場合に決済時限遅延・債務不履行となる可能性がある流動性額)

各参加者が準備しておくことが望ましい流動性額

(= 市場全体での資金決済が円滑に進捗するのに十分な流動性額)

等、捉え方によって相当の幅が考えられ、総合運転試験フェーズ や、次世代RTGS移行後の決済状況等を通して、市場全体で模索していくものである。

上記 「各参加者において最低限必要な流動性額」とは、

例えばコール取引において市場慣行及び約定に従い10時迄を決済時限とするコール取引の決済を完了させるためには、最低でも「9:00～10:00を決済時限とするコール決済等の負け尻額(注7: 次頁にて説明)」を、自己勘定間振替により通常口から同時決済口へ振替える必要がある。

さらには、「9:00～10:00の負け尻額」と同一金額のみを同時決済口に投入した場合は、決済未了となる可能性が高く、決済時限遵守のためには「負け尻額」に加えて「同時決済を進捗させるためのバッファ」の投入も必要となり、「負け尻額」に「バッファ」を加えたものが、「最低限必要な流動性額」と考えることが可能。

また、市場取引における「1日全体の負け尻額 + バッファ」や、外為円決済制度及び市場取引以外の決済における「負け尻額 + バッファ金額」についても、各々の決済に求められる決済時限等を考慮の上で、必要に応じて日中に追加で同時決済口に資金を振替える対応が必要となる。

(注7) 仕向超ピーク額および「9:00~10:00の負け尻」の算出例

約定上の 決済時限	決済指図 投入時刻	払出	受入	受払差額
10:00	9:05	300		-300
10:00	9:05	100		-400
10:00	(9:40)		100	-300
10:00	(9:50)		200	-100
11:00	(9:55)		100	0

仕向超ピーク額

(現行RTGSで返金先行ルール遵守
のために必要な流動性額)

9:00~10:00の負け尻

(約定における10時以前の
入出金額にて算出する)

上記の単純化した算出例における「9:00~10:00の負け尻」は100億円であるが、実際の決済においては、同時決済口への投入額が100億円のみの場合には決済未了となる可能性が高く、「バッファ」も含めた日中流動性投入が必要となる。

受入については、相手方の決済指図投入時刻は自社では分かり得ないため、括弧書きとした。

「決済時限が10時以降のコール決済」や、「外為円決済や市場性取引以外の決済」について、10時以前に入金される可能性もあるものの、

「決済時限が10時(以前)の決済を10時までには必ず決済を完了」させるためには、当該入金の可能性を当てにせず、日中流動性を自社で準備することが必要。

「仕向け超ピーク額」「9:00~10:00の負け尻額」の算出に際し、外為円決済の次世代RTGS化(完全グロス決済化)による影響を考慮することは特段不要。

(1日全体の負け尻額を算出する必要がある場合などは、当然ながら外為円決済を考慮する必要あり)

また、参加者の個別の状況により、次世代RTGS後の自社における外為円決済の投入パターン等を想定したうえで仕向超ピーク額等の算出を行うことも可。

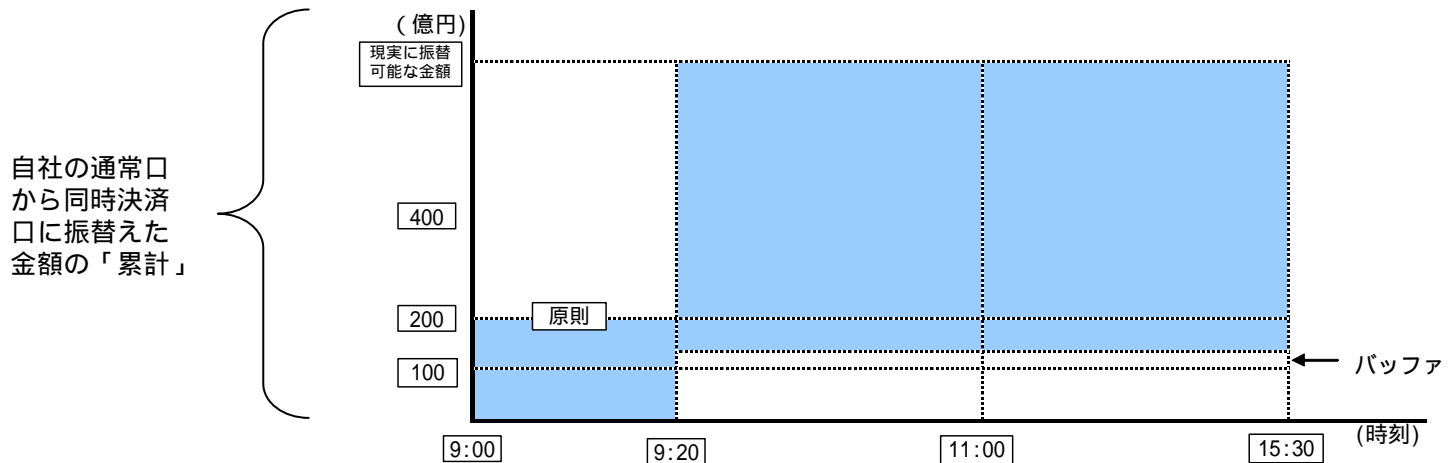
(2)フェーズ テストにおける同時決済口振替金額の上限・下限の設定（イメージ）

フェーズ においては、自社の通常口から同時決済口へ振り替える金額の累計につき、以下の「上限」「下限」の範囲を設定する。

各参加者は、その範囲内で、各々が望ましいと考える金額を同時決済口へ振り替えるものとする。

（フェーズ においては、テストの目的である「各市場参加者が当座勘定（同時決済口）で確保すべき日中流動性の検証」や「同時決済口へ追加資金を投入する等の事務習熟」の為に、あえて同時決済口への振替金額に上限を設定するものであり、当然ながら、次世代RTGSが稼働開始後にこうした上限が実際に適用されるわけではない。）

前頁記載の「注7」の例（現行RTGSでの仕向超ピーク額400億円、ネット負け戻100億円）における、同時決済口振替金額（業務開始（9時時点）後の「自社の通常口から同時決済口へ振り替えた金額の累積合計」）の「上限」「下限」のイメージ（青色の部分が上限・下限の範囲内。詳細説明は次頁）



(3)フェーズ テストにおける同時決済口振替金額の上限・下限の設定（詳細）

フェーズ においては、同時決済口へ振り替える金額の累計について、以下の「上限」「下限」を設定する。各参加者は、その範囲内で各々が望ましいと考える金額を同時決済口へ振り替えるものとする。

尚、フェーズ 2回目・3回目においては、フェーズ 1回目（・2回目）の結果を踏まえて、「同時決済口振替金額上限・下限」の修正要否について検討を行う予定であり、以下から変更される可能性もある。

9：00～9：20の、同時決済口振替金額（累計）の「上限」・「下限」

ア．「想定日の決済データに基づいて算出した、現行RTGSにおいて必要な日中流動性額（日中の仕向超ピーク額）（注4の例では400億円）」の50%の金額を、各参加者における同時決済口への振替金額の「上限」とする。（原則的な上限。例外についてイ．に後述）

9：20までは、同時決済口へ追加の振替を行う場合でも、業務開始（9時時点）以降に同時決済口へ投入した金額の累計を、上記上限以内に抑える。

イ．ただし、上記ア．とすることにより、決済時限の遵守が不可能な場合（例えば、9：15を決済時限とするコール取引の決済（仕向け）が資金不足により行えない場合）は、各参加者の判断にて上記ア．を上回る資金の追加投入を行い、決済時限内に決済完了させる。

ウ．「下限」は「ゼロ」。

ただし、9：20までの間に、イ．に記載の「9：20以降の下限」の金額（もしくはそれ以上）を投入する必要がある。

9：20以降の、同時決済口振替金額（1日の累計）の「上限」・「下限」

ア．各参加者における実際の資金繰り・担保繰りを勘案し、現実に振替可能と想定される金額を、同時決済口への振替金額（1日の累計）の「上限」とする。

イ．「次世代RTGSにおいて最低限必要な流動性額」（決済時限等の遵守ために必要な「負け尻額＋バッファ」）を「下限」とする。

ウ．尚、各参加者においては、コール取引等における決済時限や、外為円決済制度における紳士協定を遵守するため、実際の取引日における決済管理と同様に、テストにおいても同時決済口残高を管理し、必要に応じて通常口から同時決済口へ振り替えを行う。

次世代 R T G S 総合運転試験(R T)フェーズ 第 1 回(6 月 15 日実施) 市場取引に関する評価について

1 . 評価

市場取引に関しては、今回の R T フェーズ の目的である、「市場関係者の企画した内容に沿って、本番環境に極力近い環境で、新しい市場慣行に基づく取引・決済の運営方法を実践的に確認する」ことができた、と評価いたします。

「次世代 R T G S 後の市場慣行」の遵守状況 ¹については、結果報告書、決済データの集計結果および短期金融市場取引活性化研究会が実施した参加者宛のアンケート結果 ² から、概ね参加者が遵守できたことが確認できました。

- 1 当座勘定(同時決済口)で決済すべき取引が決済できたか
コール取引についての市場慣行
 - ・遅くとも午前 10 時までに返金する返金先行ルール
 - ・約定後 1 時間以内のスタート資金決済
 - ・返金を前提とした資金放出の取扱い
 - ・「優先」指定

などの遵守状況

- 2 アンケート提出先の 90%以上から、「次世代 R T G S 後の市場慣行」に沿った試験ができたとの回答を頂きました。また、一部の参加者からは、相手方のコール取引の決済時限遅延、コール取引の「優先」指定漏れ、「通常口」「同時決済口」の決済口座相違などにより、一部市場慣行に沿った試験が実施できなかった、との回答も頂きました。

2 . R T フェーズ 次回の検討課題等

実施手順書(市場取引編)および次世代 R T G S 後の市場慣行について、さらに周知を徹底することが検討課題であると認識しております。

具体的には、以下の点などについて、必要に応じ、実施手順書(市場取引編)の修正版や留意事項の作成などにより、周知徹底する予定です。

実施手順書(市場取引編)

- ・同時決済口への振替金額の上限、下限
- ・実取引データから変更する際の留意点などについて

次世代 R T G S 後の市場慣行

- ・市場取引についての決済時限の遵守
- ・決済口座の確認の徹底

以上

< 照会先 >

短期金融市場取引活性化研究会幹事(みずほ銀行総合資金部) 木村淳一 Tel03-3596-4254

次世代RTGS総合運転試験(RT)フェーズ 第2回(8月3日実施)
市場取引に関する評価について

1. 評価

市場取引に関しては、RTフェーズの目的である、「市場関係者の企画した内容に沿って、本番環境に極力近い環境で、新しい市場慣行に基づく取引・決済の運営方法を実践的に確認する」ことができた、と評価いたします。

「次世代RTGS後の市場慣行」の遵守状況¹については、結果報告書、決済データの集計結果および短期金融市場取引活性化研究会が実施した参加者宛の任意のアンケート結果²から、概ね参加者が遵守できたことが確認できました。

- 1 当座勘定(同時決済口)で決済すべき取引が決済できたか
コール取引についての市場慣行
 - ・遅くとも午前10時までに返金する返金先行ルール
 - ・約定後1時間以内のスタート資金決済
 - ・返金を前提とした資金放出の取扱い
 - ・「優先」指定などの遵守状況

- 2 短取研が実施したアンケートでは、少数の参加者から、不明資金の入金、コール取引の決済時限遅延、大幅に早いタイミングでの入金、「通常口」「同時決済口」の決済口座相違などがあつた、との回答を頂きましたが、大半の参加者からは、何らかの問題があつた等の回答はありませんでした。

2. RTフェーズ 3回目の検討課題等

短資約定確認システムを用いた業務などにより、さらに本番環境に近い環境で、新しい市場慣行に基づく取引・決済の運営方法を実践的に確認することが検討課題であると認識しております。

また、国債取引の確認を円滑に行う目的からテスト環境における国債残高の増額を日本銀行に要望いたしました(試験に関する実施手順書等も国債残高に冠する記述を追記したうえで修正しております)。

第3回に向けて、実施手順書(市場取引編)および次世代RTGS後の市場慣行について、さらに周知を徹底してまいります。

以上

<照会先>

短期金融市場取引活性化研究会幹事(みずほ銀行総合資金部) 木村淳一 Tel03-3596-4254

次世代RTGS総合運転試験(RT)フェーズ 第3回(9月7日実施)
市場取引に関する評価について

1. 評価

市場取引に関しては、次期短資取引約定確認システムを用いた試験などにより、RTフェーズの目的である、「市場関係者の企画した内容に沿って、本番環境に極力近い環境で、新しい市場慣行に基づく取引・決済の運営方法を実践的に確認することができた」と評価いたします。

「次世代RTGS後の市場慣行」の遵守状況¹については、結果報告書、決済データの集計結果および短期金融市場取引活性化研究会が実施した参加者宛の任意のアンケート結果²から、概ね参加者が遵守できたことが確認できました。

- 1 当座勘定(同時決済口)で決済すべき取引が決済できたか
コール取引についての市場慣行
 - ・遅くとも午前10時までに返金する返金先行ルール
 - ・約定後1時間以内のスタート資金決済
 - ・返金を前提とした資金放出の取扱い
 - ・「優先」指定

などの遵守状況

- 2 短取研が実施したアンケートでは、少数の参加者から、コール取引の「優先」指定漏れ、「通常口」「同時決済口」の決済口座相違、次期短資約定確認システムのサイン入力の遅れがあった、等の回答を頂きましたが、大半の参加者からは、何らかの問題があった等の回答はありませんでした。

2. 次世代RTGS(第1期対応)リリースに向けて

短期金融市場取引活性化研究会としましては、フェーズの3回のテストを通じ、新しい市場慣行に基づく取引・決済について、次世代RTGS(第1期対応)のリリースに向け、実践的な確認を進めることができたと考えております。

同時決済口開設予定の各金融機関等は、「次世代RTGS後の市場慣行」<平成20年3月版>に記載されている市場慣行の再徹底を行うなど、移行に向けた準備に万全を期すようお願いいたします。

以上

<照会先>

短期金融市場取引活性化研究会幹事(みずほ銀行総合資金部)木村淳一 Tel03-3596-4254

平成 20 年 9 月 19 日

短取研幹事

次世代 R T G S への移行失敗時及びロールバック失敗時の対応[確定]

次世代 R T G S への移行に際し、**C P U 接続を行っている参加者において**
 個別参加者の事由による、個別参加者の社内システムの移行失敗
 日本銀行が次世代 R T G S への移行延期を決定した場合に、個別参加者における現
 行 R T G S 環境への戻し（ロールバック）の失敗
 の事態が発生した場合の対応について、短取研にて以下の通り、整理を行うもの。

1. 移行日前後の作業日程

作業予定日	作業内容	時間帯
10/11(土)	システム移行作業	
10/12(日)	オンライン接続確認試験	15時から3時間
	稼動開始可否の公表	22時頃までに実施
10/13(月・祝日) ^(注)	作業予備日	
10/14(火)	稼動開始予定日	

(注)万が一、次世代 R T G S 対応の稼動開始の延期を決定した場合には、次世代 R T G S 対応前のシステムに戻した上で、オンライン接続確認試験を実施（10月13日の10時から5時間）。

2. 対応についての基本的な考え方

(1) 次世代 R T G S への移行における、移行失敗及びロールバック失敗時のコンティンジェンシー・プランとしては、通常時の「C P U 接続不能時」のコンティンジェンシー・プランと同様に、「日銀ネット端末のアップロード機能・ダウンロード機能（以下「ファイル U L / D L 機能」という）」の利用が基本。（決済件数が少ない場合は日銀ネット端末での手入力に対応可能なケースも想定される）

なお、仕向取引の待機後に出力される振替済通知や被仕向取引に関する入金通知等の E X 電文については、M T（またはペーパー）出力を日本銀行へ依頼する必要がある。（日銀端末を利用して、これらの電文の決済状況の照会を行うことは可能）

「ファイル U L / D L、及び M T データ（またはペーパー）受領」の利用は、通常時においてもバック部署におけるコンティンジェンシー対応として利用するケースも想定され、各参加者においては、事前に同機能を円滑に利用できるよう事務習熟しておくべきと考える。

(2) 当座預金振替については、現行 R T G S での電文と、次世代 R T G S における通常

口決済の電文は同一であるため、後述の条件を満たす参加者は、上記（１）以外の対応も技術的には可能。

（３）次世代 R T G S の稼働開始と同時に C P U 接続の接続形態を変更（プロトコルの T C P / I P 化、接続するコンピュータセンターの移転等）を行う個別参加者については、自社システムの移行不調時における旧システムからの C P U 接続は不可能となる。

3. 個別参加者の移行失敗時の対応について

（次世代 R T G S が予定通り 10 月 14 日に稼働開始されたものの、C P U 接続先である個別参加者の社内システム移行失敗等が発生した場合）

[対応方法 1：基本的な対応方法]

ファイル U L / D L 機能の利用や、日銀ネット端末への手入力により、同時決済口での決済指図を行う。（ E X 電文については、 M T（またはペーパー）出力を日本銀行へ依頼する）

[対応方法 2]

次世代 R T G S の稼働開始と同時に C P U 接続の接続形態を変更（プロトコルの T C P / I P 化、接続するコンピュータセンターの移転等）を行わない個別参加者において、旧システムが稼働しており C P U 接続が可能な場合は、当預振替（仕向）を C P U 接続にて通常口で行う対応も考えられる。（本対応が可能か否かは個別に日本銀行に確認する）

この場合、「同時決済口の被仕向決済」に関する入金通知等の E X 電文については、 M T（またはペーパー）出力を日本銀行に依頼するか、日銀ネット端末にて決済状況の照会を行う必要がある。

（「通常口の被仕向決済」の電文については、「通常口の仕向決済」と同様に、旧システムからの C P U 接続での対応が可能。）

被仕向先において、同時決済口への入金を予定していた個々の決済について通常口へ入金されることになり、被仕向先における事務負担が発生する。

決済口座変更に関しては、移行に失敗し、当預振替（仕向）を C P U 接続にて「通常口」で決済することとした参加者は、原則、決済相手方（被仕向先）に「通常口」で当預振替を行う旨を事前に連絡し、必要な調整を行う。（一件毎個別ではなく、包括での連絡も可とする）

当該移行失敗先への仕向決済については、正常稼働している仕向先の任意により、同時決済口・通常口のいずれでも良いものとする。（移行失敗先への仕向決済を[通常口決済]としたほうが、移行失敗時における着金確認の負担が相当に軽減されるが、予定通り正常に次世代 R T G S へ移行完了した参加者の負担軽減を優先すべき、との考えによるもの。）

【平成 20 年 9 月短取研資料】

なお、外為円決済については、現行の外為円決済電文（即時グロスモード）と次世代 R T G S における外為円決済の電文は異なるため、対応方法 2 は不可能。

4. 次世代 R T G S 稼働開始延期時における、個別参加者のロールバック失敗時の対応について

（万が一、日本銀行により、次世代 R T G S への移行が 10 月 14 日から延期された場合（10 月 12 日に稼働開始可否が公表される）は、各参加者は一旦、次世代 R T G S 環境へ移行した社内システムを現行 R T G S 環境へ戻す（ロールバック）必要があるが、ロールバックに失敗した場合の対応方法は以下が考えられる。）

[対応方法 1：基本的な対応方法]

現行 R T G S の仕様に基づくファイル U L / D L 機能の利用や、日銀ネット端末への手入力により、決済を行う。（ E X 電文については M T（またはペーパー）出力を日本銀行へ依頼する）

[対応方法 2]

次世代 R T G S の稼働開始と同時に C P U 接続の接続形態の変更（プロトコルの T C P / I P 化、接続するコンピュータセンターの移転等）を行わない個別参加者において、何らかの理由で社内システムのロールバックが行えないものの次世代 R T G S 環境での C P U 接続が可能である場合には、次世代 R T G S 対応の社内システム環境において保有する決済データをすべて通常口での決済に修正することにより、現行 R T G S 環境での決済を行う対応も考えられる。（本対応が可能か否かは個別に日本銀行に確認する。）

なお、外為円決済については、現行の外為円決済電文（即時グロスモード）と次世代 R T G S における外為円決済の電文は異なるため、対応方法 2 は不可能。

以上

「次世代RTGS後の市場慣行」の周知について(一部追加)

短期金融市場取引活性化研究会（以下、短取研という。）では、平成 20 年 3 月に「次世代RTGS後の市場慣行<平成 20 年 3 月版>」（以下、「新市場慣行」という。）を取り纏めました。

本年 10 月にも予定されている次世代 RTGS（第 1 期対応）の稼働開始時には、「新市場慣行」から改訂等を行わないこととしております。市場参加者の皆様におかれては、「新市場慣行」を十分ご理解して頂いた上で、「新市場慣行」に対応した、当座勘定(同時決済口)での取引、決済をお願いいたします。

なお、「新市場慣行」にも記載の通り、「新市場慣行」は、次世代RTGS後における標準的な取引仕法を纏めたものであり、当事者間の合意に基づく本稿記載取引仕法以外での取引や市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではありませんが、次世代RTGS（第 1 期対応）における流動性節約機能を幅広い市場参加者が、効果的に活用していくためには、「新市場慣行」に対する認識を市場参加者間で十分共有することが重要となります。

短取研として、以下の通り、「新市場慣行」の中から、市場参加者から認識の共有に対するご要望を頂いている項目について、補足、周知をさせて頂くものです。

1. 「当座勘定（同時決済口）」を決済口座として利用する取引（「新市場慣行」P.3）

(1)市場取引

後掲「当座勘定(通常口)、或いは、当座勘定(同時担保受払時決済口)で決済する取引」に該当しない市場取引(*2)については、原則、「当座勘定(同時決済口)」にて決済する。

(*2)具体的には、コール取引(無担保コール、有担保コール、日中コール)、NCD取引、証券決済に関連するDVP以外の資金決済(短期社債(非DVP)、一般債券(非DVP)、貸借マージンコール、ペアオフネットティング資金戻、店頭オプション取引プレミアム等)など。

(2)市場取引以外の取引

市場取引以外の取引(*3)の決済についても、可能な限り「当座勘定(同時決済口)」にて決済することが望ましい。

(*3)本研究会の検討の対象範囲を越えている可能性があるが、最終的には資金繰り運営や短期金融市場取引に影響が及ぶことに鑑み、考え方を示すもの。

「当座勘定(通常口)」、或いは、「当座勘定(同時担保受払時決済口)」で決済する取引

・日本銀行、政府が相手方となる資金取引(現金の受払、金融市場調節に関する資金取引、国債の発行にかかる

資金の払込、国庫金の受払、日本銀行から預り金勘定の開設を受けている外国中央銀行等にかかる資金取引等)

- ・手形交換所、全銀システム(第2期対応以降は内為取引の小口分)、東京金融取引所の受払戻
- ・逆引取引
- ・国債DVP代金(国債DVP同時担保受払機能の利用の有無に関わらない)
- ・振替社債等(一般債、電子CP、投信)DVP代金
- ・ほふりクリアリング、日本国債清算機関、日本証券クリアリング機構にかかる資金取引

当座勘定(同時決済口)を決済口座として利用する取引について、上記の通り、記載させて頂いております。

当座勘定(通常口)、或いは、当座勘定(同時担保受払時決済口)で決済する取引について限定列挙しており、限定列挙している取引以外の市場取引については、原則、当座勘定(同時決済口)で決済する、としております。

また、2のところ、具体的に当座勘定(同時決済口)で決済する市場取引を列挙しておりますが、列挙されていない市場取引についても、「など」のところ、幅広に捉えて頂き、原則、当座勘定(同時決済口)で決済をする取引として下さい。

なお、市場取引以外の取引については、短取研の検討の対象範囲を越えている可能性があります。市場参加者におかれては、流動性節約機能を幅広い市場参加者が効果的に活用できるよう、可能な限り当座勘定(同時決済口)で決済することが望ましい、とさせて頂いております。

2. コール取引に関する慣行(「新市場慣行」P.3~P.5)

(6)「優先」指定の取扱い

できるだけ返済の優先度合いを高めるとともに、待ち行列での待機状況の確認を容易とするため、コール取引(無担保コール、有担保コール、日中コール)を「優先」指定する(*5)。

(*5)コール取引内で更なる「優先」指定対象の絞込みは行なわない。

「新市場慣行」では、コール取引(無担保コール、有担保コール、日中コール)を「優先」指定する、としております。「優先」指定については、当座勘定(同時決済口)に新たに設けられた機能ですが、次世代RTGS総合運転試験フェーズ後のアンケートにおいて、コール取引について、「優先」指定されていない取引があったとのコメントをいくつか頂いております。

当座勘定(同時決済口)での市場全体の決済の円滑な進捗のためにも、コール取引については、必ず「優先」指定をして頂くようお願いいたします。

(10) 利用する決済口座種類の特定

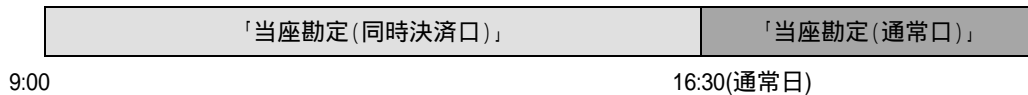
コール取引は原則「当座勘定(同時決済口)」で決済するため、約定の際にフロント担当者が「決済時刻」を確認することにより、利用する「決済口座種類」が特定される。(*8)。

「当座勘定(同時決済口)」利用可能時間内を決済時刻とするコール取引において、例外的に「当座勘定(通常口)」を利用する場合はその旨確認する。

(*8)約定時に確認した当該取引の決済時刻が、「当座勘定(同時決済口)」の入力締切時刻(通常日:16時30分)の前後により利用口座種類が自動的に特定される取扱いとする。

尚、決済時刻を「16時30分」とした場合は、当座勘定(同時決済口)での決済となる。

決済時刻により特定される利用決済口座



上記の通り、コール取引については、約定の際にフロント担当者が「決済時刻」を確認することにより、利用する「決済口座種類」が特定されることとしております。

また、通常日の場合、16時30分ちょうどを決済時刻とした場合、当座勘定(同時決済口)での決済になります。

約定時に、16時31分(通常日の場合)以降を決済時刻とした場合、実際の資金決済が16時30分以前に行われた場合でも、当座勘定(通常口)で決済することになりますので、ご留意願います。

以上

次世代 RTGS における市場慣行

< 平成 21 年 2 月版 >

目次

．はじめに	2
．基本的な考え方	2
．次世代R T G S後の市場取引に関する慣行	3
1 ．「当座勘定（同時決済口）」を決済口座として利用する取引	3
（1）市場取引	3
（2）市場取引以外の取引	3
2 ．コール取引に関する慣行	3
（1）返金先行	3
（2）約定後1時間以内のスタート資金決済	4
（3）返金を前提とした資金放出の取扱い	4
（4）支払指図取消の取扱い	4
（5）決済口座種類相違時の取扱い	4
（6）「優先」指定の取扱い	4
（7）コール取引における「当座勘定（同時決済口）」の利用時間	5
（8）同時決済口利用終了時刻に遅延した支払指図の取扱い	5
（9）資金決済時刻等の確認	5
（10）利用する決済口座種類の特定	5
（11）決済口座種類特定について利用時間延長日の取扱い	6
3 ．N C D取引に関する慣行	6
（1）決済時間	6
（2）支払指図取消の取扱い	6
（3）決済口座種類相違時の取扱い	6
4 ．コール取引以外について共通の慣行	6
（1）「優先」指定の取扱い	6

. はじめに

- 日銀当預決済について、平成 13 年 1 月にそれまでの時点ネット決済から R T G S に全面移行した。その後、日本銀行は、わが国の大口資金決済全体の安全性、効率性の一段の向上を狙いとした「次世代 R T G S」プロジェクトを進め、平成 20 年 10 月には、第 1 期対応（流動性節約機能の導入と外為円決済取引の完全 R T G S 化）がリリースされた。
- 本研究会においては、従来の R T G S 下のコール取引、電子 C P、N C D 等の市場慣行の取り纏めに引き続き、次世代 R T G S 後における市場慣行についても検討を行い、平成 19 年 3 月に、「次世代 R T G S 後の市場慣行＜暫定版＞」、平成 20 年 3 月に、「次世代 R T G S 後の市場慣行＜平成 20 年 3 月版＞」の取り纏めを行った。
- 今般、平成 20 年 10 月にリリースされた、次世代 R T G S（第 1 期対応）後の取引、資金決済状況等を踏まえ、「次世代 R T G S 後の市場慣行＜平成 20 年 3 月版＞」の内容について、一部改訂を実施し、「次世代 R T G S における市場慣行＜平成 21 年 2 月版＞」として、取り纏めを行ったものである。
- また、本稿は、次世代 R T G S 下における標準的な取引仕法を纏めたものであり、当事者間の合意に基づく本稿記載取引仕法以外での取引や市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない。

. 基本的な考え方

- 「当座勘定（同時決済口）」の流動性節約機能を効果的に活用するには、広範な参加者が「当座勘定（同時決済口）」を通じて、市場取引を含めた幅広い大口資金の決済を行なうことが望ましい。
- 「当座勘定（同時決済口）」で決済する市場取引、外為円決済取引（第 1 期対応）および大口内為取引（第 2 期対応）の中で、市場取引は 1 件当たりの金額が比較的大きく、また決済時限についての当事者間の取り決め等があるケースも多いことから、市場取引を迅速且つ優先的に決済することが望ましい。
- R T G S の下での決済の円滑な進捗を図る（＝未決済残高の積み上がりによる決済の進捗遅延を回避する）とともに、システムの安定運行確保の観点からも、指図投入前（典型的には始業時）には、必要な流動性を予め用意しておく（「当座勘定（通常口）（*1）」から「当座勘定（同時決済口）」に所要の流動性を振替えておく）ことが適当。

（*1）正式には単に「当座勘定」であるが、混同を防ぐため、「通常口」と呼称する。

．次世代 R T G S 後の市場取引に関する慣行

1 ．「当座勘定（同時決済口）」を決済口座として利用する取引

（ 1 ）市場取引

後掲「当座勘定（通常口） 或いは、当座勘定（同時担保受払時決済口）で決済する取引」に該当しない市場取引(*2)については、原則、「当座勘定（同時決済口）」にて決済する。

(*2)具体的には、コール取引（無担保コール、有担保コール、日中コール）、NCD取引、証券決済に関連するDVP以外の資金決済（短期社債（非DVP）、一般債券（非DVP）、貸借マージンコール、ペアオフネットティング資金尻、店頭オプション取引プレミアム等）など。

（ 2 ）市場取引以外の取引

市場取引以外の取引(*3)の決済についても、可能な限り「当座勘定（同時決済口）」にて決済することが望ましい。

(*3)本研究会の検討の対象範囲を越えている可能性があるが、最終的には資金繰り運営や短期金融市場取引に影響が及ぶことに鑑み、考え方を示すもの。

「当座勘定（通常口）」 或いは、「当座勘定（同時担保受払時決済口）」で決済する取引

- ・ 日本銀行、政府が相手方となる資金取引（現金の受払、金融市場調節に関する資金取引、国債の発行にかかる資金の払込、国庫金の受払、日本銀行から預り金勘定の開設を受けている外国中央銀行等にかかる資金取引等）
- ・ 手形交換所、全銀システム（第2期対応以降は内為取引の小口分）、東京金融取引所の受払尻
- ・ 逆引取引
- ・ 国債DVP代金（国債DVP同時担保受払機能の利用の有無に関わらない）
- ・ 振替社債等（一般債、電子CP、投信）DVP代金
- ・ ほふりクリアリング、日本国債清算機関、日本証券クリアリング機構にかかる資金取引

2 ．コール取引に関する慣行

（ 1 ）返金先行

資金の取り手は午前9時以降直ちに可能な限りの返金（支払）を行い、遅くとも午前10時までに返金(*4)する。左記を可能とするため、支払指図の投入は午前9時以降直ちに可能な限り行なう。

(*4)本慣行での決済時刻は、遅くとも決済が完了する時刻（資金受取側に着金済みとなる時限）

のこと。以下同様。

(2) 約定後 1 時間以内のスタート資金決済

資金の出し手は、当日物取引の場合、約定から決済まで 1 時間以内にかつ速やかに行うこととする。

先日付物については、資金の出し手は資金決済を午前 10 時までかつ速やかに行うこととする。

上記 を可能とするため、支払指図の投入は後掲「(3) 返金を前提とした資金放出の取扱い」を除き、決済時刻までの間に可能な限り速やかに行なう。

(3) 返金を前提とした資金放出の取扱い

市場取引について可能な限り速やかに指図投入を行なうという原則の下で、返金を前提とした資金放出については、着金に代えて、待ち行列に返金の指図が待機した段階で指図投入する取扱いとする。待ち行列に待機することなく、即座に着金した場合は、着金後速やかに指図投入を行なう。

(4) 支払指図取消の取扱い

正しく投入された支払指図については取り消さない。

待ち行列に待機する支払指図取消時には、資金受取側に連絡をする。但し、待ち行列への待機という状況に鑑み、相手先への連絡は取消の実行と同時並行的に行なうことを妨げない。尚、待機指図が取り消された場合には、仕向先、被仕向先に対しその旨通知される。

(5) 決済口座種類相違時の取扱い

決済口座種類の指図相違により「当座勘定（同時決済口）」に投入された支払指図への対応として、待ち行列待機時は前掲（ 4 ） - の取扱いとする。

上記 において着金後、或いは、同様の指図相違により「当座勘定（通常口）」に投入され着金済みとなった決済件別への対応としては、資金受取側の了承を前提として、そのまま正当に着金したものとする取扱いを可能とする。

決済口座種類については、約定項目・照合項目との扱いはしない。
尚、資金支払側が決済口座種類を相違して決済指図を投入し着金済みとなった場合（上記のケース）は、「資金受取側の指定する方法」により確認を行うものとする（資金受取側の意向により確認を行わないことを含む）。

(6) 「優先」指定の取扱い

できるだけ返済の優先度合いを高めるとともに、待ち行列での待機状況の確認を容易とするため、コール取引（無担保コール、有担保コール、日中コール）を「優先」指定する（*5）。

（*5）コール取引内で更なる「優先」指定対象の絞込みは行なわない。

(7) コール取引における「当座勘定 (同時決済口)」の利用時間

コール取引を決済するための「当座勘定 (同時決済口)」利用時間については、日本銀行の設定する同口座利用時間と同一とする。

- 通常日 : 9時～16時30分
- 為替延長日等 : 繰下げられた「当座勘定 (同時決済口)」の利用終了時刻迄 (*6)

(*6)内国為替決済処理開始時刻が30分または60分繰下げられる場合には、「当座勘定 (同時決済口)」への支払指図入力締切時刻が同幅繰下げられる (月末日等予定されていた日銀ネット延長日には、同時間スライドする形で同口座の利用可能時間も延長される)。

(8) 同時決済口利用終了時刻に遅延した支払指図の取扱い

「当座勘定 (同時決済口)」で決済する予定で約定した取引を16時30分 (通常日) までに決済できなかった場合 (*7) には、「当座勘定 (通常口)」にて資金の受渡を行なうことになる。この場合、事前に相手方の了承を得る取扱いとする。

(*7)「当座勘定 (同時決済口)」の利用終了時刻に待機指図が待ち行列に待機している場合には、当該待機指図が取り消され、自動取消済通知が送信される (自動取消処理 (最終))。

また、「当座勘定 (同時決済口)」利用終了時刻に、同口座に残高がある場合には、自動的に「当座勘定 (通常口)」への振替が行われ、自動振替済通知が送信される (自動振替処理)。当座勘定 (同時決済口) については、当座勘定 (I T C 口) と異なり、入力締切時刻までに必ず残高をゼロにする必要は無い。

(9) 資金決済時刻等の確認

決済の安定性維持の観点から、約定時刻および決済時刻の確認を行う。

(1 0) 利用する決済口座種類の特定

コール取引は原則「当座勘定 (同時決済口)」で決済するため、約定の際にフロント担当者が「決済時刻」を確認することにより、利用する「決済口座種類」が特定される。 (*8)。

「当座勘定 (同時決済口)」利用可能時間内を決済時刻とするコール取引において、例外的に「当座勘定 (通常口)」を利用する場合はその旨確認する。

(*8)約定時に確認した当該取引の決済時刻が、「当座勘定 (同時決済口)」の入力締切時刻 (通常日 : 16時30分) の前後により利用口座種類が自動的に特定される取扱いとする。

尚、決済時刻を「16時30分」とした場合は、当座勘定 (同時決済口) での決済となる。

決済時刻により特定される利用決済口座

「当座勘定 (同時決済口)」	「当座勘定 (通常口)」
9:00	16:30(通常日)

(1 1) 決済口座種類特定について利用時間延長日の取扱い

利用時間延長日においては、利用時間延長分と同時間、同時決済口利用可能時間も延長される。通常日と同様に、約定の際フロント担当者が確認した「決済時刻」が、(延長後の)同時決済口入力締切時刻の前後により利用決済口座種類が特定される取扱いとする。

3 . N C D取引に関する慣行

(1) 決済時間

スタート日は13時から15時までに決済を行い(以下当預時間帯決済)、エンド日は手形交換所決済(12時30分即時)もしくは、当預時間帯決済にて行なう。当預時間帯決済について、14時頃までには決済を完了させるような運用が望ましい。

尚、上記に関わらず、より早い時刻で決済を行うことを妨げない。

当預時間帯決済は「当座勘定(同時決済口)」を利用して行なう。(手形交換所決済は「当座勘定(通常口)」にて行なわれる。)

(2) 支払指図取消の取扱い

前掲コール取引に関する慣行2 - (4) に準ずる。

(3) 決済口座種類相違時の取扱い

前掲コール取引に関する慣行2 - (5) に準ずる。

4 . コール取引以外について共通の慣行

(1) 「優先」指定の取扱い

コール取引以外の市場取引については、コール取引とは異なり恒常的な「優先」指定の対象とはしないが、決済時刻又は市場慣行遵守のため、仕向先(支払側)の判断により必要に応じ「優先」指定を行うものとする。

市場取引以外の取引(*9)についても、仕向先(支払側)の判断により都度「優先」指定することを妨げない。

(*9)本研究会の検討の対象範囲を越えている可能性があるが、最終的には資金繰り運営や短期金融市場取引に影響が及ぶことに鑑み、考え方を示すもの。

以 上

各位

平成 21 年 3 月 16 日

短資協会

有担保コール取引における国債担保掛目の見直しについて

先の短期金融市場取引活性化研究会において、有担保コール取引における国債担保掛目の定例見直しの議論がなされ、短期国債、中期国債、長期国債、超長期国債の掛け目は現行通りとなり、超長期国債の種別内となっていた変動利付国債については、超長期国債とは切り分け、変動利付国債の種別を新たに設けることとなりました。これを受け、当協会が編集しております「インターバンク市場取引要綱」のうち有担保コールの担保掛目に関する記述（参考 2：有担保コール、手形売買取引における担保の種類および掛目）を平成 21 年 3 月 17 日より下記のとおり改訂することと致します。

また、2 月から発行されております国庫短期証券の担保掛目についても追記しておりますが、現状の FB の表記は 7 月 10 日を、TB の表記は来年 1 月 20 日をもちまして削除し国庫短期証券のみの表示とさせていただきます。

なお短期金融市場取引活性化研究会では、有担保コール取引の国債担保掛目について年 1 回（3 月）定例見直しを行うとともに、政策金利変更時等マーケット環境が著しく変化した場合には随時行うこととしておりますのでご参考までに申し添えます。

(1) 有担保コール取引

種類	担保価額
超長期国債（変動利付国債以外）	取引金額に対し額面で 10% 増し
変動利付国債	" 10% "
長期国債	" 4% "
中期国債	" 2% "
短期国債（TB、FB、 国庫短期証券 ）	" 1% "
金融債	" 20% "
世銀債	" 20% "
その他の公社債	" 20% "
円貨手形	" 25% "
外貨手形（円貨換算後）	" 25% "
短資取引株式預り証	" 0% "
日銀売出手形	" 0% "
	: 今回新設された箇所

(注) 短資協会が日々更新しております最新担保価額参考値に発表されなくなった償還間近の国債については、振替が停止するまでの間、償還価格となる「100 円」を用い

て最新担保価額参考値に適用するものとする。(なお、短資協会が発表する最新担保価額参考値には表示せず。)

(注)上記の担保価額に関して状況変化が生じた場合には、別途取引当事者の合意による。担保割れ銘柄(*)については、資金の出し手の承諾なく担保として利用しないものとする。

(*)担保割れ銘柄とは「差入担保銘柄の時価×掛目」が取引金額を下回る銘柄をいう。

(例)上記の担保掛目をを用いた場合、時価 99.00 の短期国債は担保割れ銘柄となる。

差入担保銘柄の時価 99.00 × 短期国債担保掛目 101% = 99.99 < 取引金額 100

以上

この件につきましての問い合わせ先

上田八木短資株式会社	インターバンク営業部	(山本徳)	03 - 3270 - 1711
東京短資株式会社	営業一部	(杉野)	03 - 5200 - 1130
セントラル短資株式会社	資金営業部	(新田)	03 - 3242 - 7531

各位

平成 20 年 11 月 17 日

短資協会

有担保コール取引担保における償還間近の国債の取扱について

短期金融市場取引活性化研究会における「償還間近の国債銘柄の時価の取扱について」の議論を受け、売買参考統計値が発表されなくなった償還間近の国債については、担保掛目により、十分取引金額分を確保できていることから、償還価格となる「100 円」を用いて担保価格を設定することとなりました（なお、当協会が発表している最新担保価額参考値には表示しない）。従いまして当協会が編集しております「インターバンク市場取引要綱」のうち有担保コールの担保掛目に関する記述（参考 2．有担保コール、手形売買取引における担保の種類および掛目）を平成 20 年 11 月 18 日より下記のとおり注意書きに追記し、改訂することと致します。

(1) 有担保コール取引

種類	担保価額
超長期国債	取引金額に対し額面で 10 % 増し
長期国債	" 4 % "
中期国債	" 2 % "
短期国債 (T B F B)	" 1 % "
金融債	" 20 % "
世銀債	" 20 % "
その他の公社債	" 20 % "
円貨手形	" 25 % "
外貨手形 (円貨換算後)	" 25 % "
短資取引担保株式預り証	" 0 % "
日銀売出手形	" 0 % "

(注) 当協会が日々更新しております最新担保価額参考値に発表されなくなった償還間近の国債については、振替が停止するまでの間、償還価格となる「100 円」を用いて最新担保価額参考値に適用するものとする。(なお、当協会が発表する最新担保価額参考値には表示せず。)

(注) 上記の担保価額に関して状況変化が生じた場合には、別途取引当事者の合意による。担保割れ銘柄(*)については、資金の出し手の承諾なく担保として利用しないものとする。

(*) 担保割れ銘柄とは「差入担保銘柄の時価×掛目」が取引金額を下回る銘柄をいう。

(例) 上記の担保掛目を用いた場合、時価 99.00 の短期国債は担保割れ銘柄となる。

差入担保銘柄の時価 99.00 × 短期国債担保掛目 101% = 99.99 < 取引金額 100

以上

この件につきましての問い合わせ先

上田八木短資株式会社	インターバンク営業部	(山本徳)	03 - 3270 - 1711
セントラル短資株式会社	資金営業部	(新田)	03 - 3242 - 7531
東京短資株式会社	営業一部	(杉野)	03 - 5200 - 1130

平成 20 年 9 月 30 日

市場運営に関する日本銀行への要望事項

項番	要望事項	備考（具体的ニーズ・背景・効果等）
【1. オペ・担保関連】		
(1)	手形売出オペに係る書類の日銀ネット化について	手形売出オペに係る提出書類（「売出手形金額別枚数通知」（FAX）、「日本銀行売出手形買受申込書」）の日銀ネット化につき、ご検討頂きたい。 事務手続きの簡素化が実現すると共に、オペ参加金融機関の事務ミス削減にも繋がり、スムーズな市場運営に資するものと考えている。
(2)	変動利付国債、物価連動国債の国債買現先オペ対象化	15 年変動利付国債、物価連動国債について国債買現先オペへの対象化をご検討頂きたい。 昨年度に引き続き要望するもの。本要望の実現は保有資産の調達手段多様化を実現し、合理的な市場金利形成に寄与することが期待できる。
(3)	現先オペの払込前銘柄の売買対象化について	発行日前の銘柄について、国債買現先オペへの対象化をご検討頂きたい。 昨年度に引き続き要望するもの。本要望の実現は、市場での円滑な資金の巡りに寄与することが期待できる。
(4)	日銀国債売現先（国債補完供給）の入札実施希望通知締切時刻について	国債補完供給について、貴行に FAX する入札実施希望締切時刻（現状午前 11 時半）をなるべく遅くすることをご検討頂きたい。 市場でのループの状況の判明が正午過ぎになるケースが多く、入札実施希望締切時刻が遅くなれば、国債補完供給が、フェイル回避手段として、より有効となるもの。
(5)	証書貸付債権の共通担保受戻期日について	証書貸付債権の共通担保受戻期日を短くすることをご検討頂きたい。 現状、証書貸付債権の共通担保受戻期日は、証書最終返済期日の 7 営業日前であるが、効率的な担保繰りに鑑み、対応可能な範囲内で受戻期日をもう少し短くして頂きたい。

【2. 日銀ネット・システム関連】		
(1)	BCP 用日銀ネット権限者カードについて	バックアップサイト用として、同一の送信権限者が複数の権限者カードを所持できるようにして頂きたい。また、当該「バックアップサイト用」カードについては、通常使用している権限者カードと同じ ID・パスワードで利用できるようにして頂きたい。 昨年度に引き続き要望するもの。BCP 対策の実効性の強化の必要性、求められる水準が年々高まっている中、被災時には、バックア

		<p>ップサイトに到着し資金決済業務を開始できる人数に限られる恐れもあり、そのような場合においても円滑に業務を遂行するためには、送信権限者全員の権限者カードが(平常時分とは別に)バックアップサイトに保管されていることが望ましいと考えるため。</p>
(2)	1 時同時処理、3 時同時処理について	<p>日銀ネットでの 1 時同時処理、3 時同時処理が遅延する場合は、日銀ネット上等のメッセージで早めの通知をご検討頂きたい。</p>
(3)	日銀ネット端末での適格担保照会銘柄の拡充	<p>日銀ネット業務処理区分/適格担保管理等照会画面(処理コード:42951)において、地方債やその他一般債等の未差入銘柄の適格担保可否について、他社差入銘柄も網羅した銘柄の参照が可能となるよう、ご検討頂きたい。</p> <p>参照が可能となれば、適格担保判定依頼に関わる事務作業が大幅に効率化されるもの。</p>

【 3 . 次世代 RTGS 関連】		
(1)	新設される日銀ネット照会機能拡充について	<p>「同時決済口」受払明細一覧において、取引通番(自・至)指定機能の追加をご検討頂きたい。(現行「通常口」の照会機能「当座勘定受払明細(相手先・取引通番指定)」で提供されている機能の実現を要望)</p> <p>CPU接続システムにおいて障害が発生した場合、当該照会機能を利用して、時間の経過とともに複数回照会を実行し、決済進捗状況を確認することを想定しているが、照会を実行するたびに、当日の全明細が出力されるため、照会結果出力までに相当の時間を要すると思われる。</p> <p>取引通番による指定機能を追加し、出力明細の絞り込みを可能にすることにより、出力時間の短縮ができるようになり、より円滑にシステム障害時の対応が可能となるもの。</p>
(2)	「同時決済口」利用の推進	<p>「同時決済口」利用の推進をお願いしたい。</p> <p>短取研で取り纏めた市場慣行において、「通常口」で行う取引以外の「市場取引」について、原則「同時決済口」を利用するとしているほか、「市場取引以外の取引の決済についても、可能な限り「同時決済口」にて決済することが望ましい」としている。ただし、各社毎に「同時決済口」か「通常口」かの考え方が異なるケースが散見されるため、貴行としても「通常口」で決済する取引としていない取引等については、「同時決済口」の利用をより推進するよう図って頂きたい。</p>
(3)	次世代 RTGS 関連についての情報提供、フィードバックについて	<p>次世代 RTGS 関連については、第 2 期対応の検討状況も含め、これまで通り、前広の情報提供、フィードバックをお願いしたい。</p>

以上

備考コード	会社名	備考コード	会社名
601	野村アセットマネジメント	653	レグ・メイソン・アセット・マネジメント
602	日興アセットマネジメント	654	ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン
603	三菱UFJ投信	655	ステート・ストリート投信投資顧問
604	大和証券投資信託委託	656	
605		657	クレディ・アグリコルアセットマネジメント
606	新光投信	658	ソシエテジェネラルアセットマネジメント
607	プラザアセットマネジメント	659	しんきんアセットマネジメント投信
608	みずほ投信投資顧問	660	
609	岡三アセットマネジメント	661	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント
610	T&Dアセットマネジメント	662	
611	国際投信投資顧問	663	
612	明治ドレスナー・アセットマネジメント	664	住信アセットマネジメント
613		665	ラッセル・インベストメント
614		666	
615		667	安田投信投資顧問
616		668	朝日ライフアセットマネジメント
617	JPモルガン・アセット・マネジメント	669	
618	インベスコ投信投資顧問	670	
619		671	さわかみ投信
620	シュローダー証券投信投資顧問	672	アイエヌジー投信
621	クレディ・スイス投信	673	
622	大和住銀投信投資顧問	674	ユナイテッド投信投資顧問
623		675	トヨタアセットマネジメント
624		676	エムエフエス・インベストメント・マネジメント
625	農林中金全共連アセットマネジメント	677	
626		678	日立投資顧問
627		679	三井住友アセットマネジメント
628		680	スパークス・アセット・マネジメント
629	ニッセイアセットマネジメント	681	中央三井アセットマネジメント
630		682	
631	モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信	683	ピーシーイー・アセット・マネジメント
632	フィデリティ投信	684	ピムコ ジャパン リミテッド
633	ベアリング投信投資顧問	685	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン
634	ドイチェ・アセット・マネジメント	686	アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問
635	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント	687	フランクリン・テンプレート・インベストメンツ
636	ガートモア・アセットマネジメント	688	MU投資顧問
637		689	SBIアセットマネジメント
638		690	ありがとう投信
639	アライアンス・バーンスタイン	691	ファンドクリエーション投信投資顧問
640	AIGインベストメンツ	692	ファンネックス・アセット・マネジメント
641		693	キャピタル・インターナショナル
642	ピクテ投信投資顧問	694	ワイ・エム・アール投信(名称変更)
643	ブラックロック・ジャパン	695	21世紀アセットマネジメント
644	フォルティス・アセットマネジメント	*	シンプレクス・アセット・マネジメント
645	損保ジャパン・アセットマネジメント	*	ベイビュー・アセット・マネジメント
646		*	新生インベストメント・マネジメント
647	DIAMアセットマネジメント	*	るきんアセットマネジメント株式会社(本行削除)
648	パークレイズ・グローバル・インベスターズ	*	都市再生ファンド運用株式会社
649	東京海上アセットマネジメント投信	*	三菱UFJ信託銀行株式会社
650	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント		
651	HSBC投信		
652			

*投信協会コードに備考コードとして入力不可である英字が入っているため、空白で対応

*網掛け表示コードは、合併・清算による退会に伴い、現在使用せず

平成 20 年度短取研メンバー

金融機関名	役職名	氏名
みずほ銀行	総合資金部担当次長	木村 淳一
三井住友銀行 (～9月)	市場資金部短期 ALM グループ長	養田 功一郎
三菱東京 UFJ 銀行(10月～12月)	円貨資金証券部次長	桑野 潤一
(1月～3月)	円貨資金証券部上席調査役	小松 良輔
横浜銀行	市場営業部グループ長	瀬尾 仁
中央三井信託銀行	総合資金部資金グループ調査役	佐伯 英之
愛知銀行	経営管理部係長	山根 康生
シティバンク銀行	資金証券部ディレクター	飯原 広記
農林中央金庫 (～1月)	資金為替部資金市場班部長代理	村上 俊介
(2月～3月)	資金為替部資金市場班部長代理	上川 浩志
信金中央金庫	市場運用部短期資金グループ次長	寺島 俊輔
野村アセットマネジメント	金融市場トレーディング室シニアトレーダー	尾本 秀樹
日興コーディアル証券	決済業務部次長	山崎 隆幸
第一生命保険 (～6月)	債券部資金債券グループ課長	福井 雅人
日本生命保険 (7月～3月)	資金証券部資金課長	黒住 匡央
三井住友海上火災保険 (～6月)	財務企画部資金グループ課長	山岸 美佐枝
日本興亜損害保険 (7月～3月)	資産運用部資金担当マネージャー	加藤 康
ゆうちょ銀行	市場運用企画部短期資金取引グループ グループリーダー	鈴木 宏和
セントラル短資	資金営業部部長	新田 亮一

(オブザーバー)

日本マスタートラスト信託銀行	資金業務部資金グループ グループマネージャー	池田 裕久
東京金融取引所 (～8月)	市場営業部市場グループ調査役	大澤 紘彦
(9月～3月)	市場部市場グループ主任	川崎 公司
債券現先取引等研究会	主査(大和証券エスエムビーシー)	寺田 博幸

(事務局)

全国銀行協会	業務部次長	佐藤 正寿
--------	-------	-------